

新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者等に係る傷病手当金の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月1日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町規則第8号

新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者等に係る傷病手当金の支給等に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者等に係る傷病手当金の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条中「令和3年12月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。